

## 新たに取得した先端設備に係る固定資産税が3年間ゼロ の支援措置を受けることができます！

養父市では、生産性向上特別措置法に基づき、「導入促進基本計画」が策定され、「先端設備等導入計画」の申請受付が開始されています。

市から認定を受けると、固定資産税の特別措置等の支援措置を受けることができます。

＜支援措置の概要＞

- ①税制支援・・・計画に基づいて新たに設備を取得した場合、その設備に係る**固定資産税が3年間ゼロ**
- ②金融支援・・・計画に基づいて事業を実行するにあたり、民間金融機関から融資を受ける際の、**信用保証協会による保証枠の拡大**
- ③一部補助金の優先採択...国の補助金施策に対する**優先採択(審査時加点)**

詳しくは、商工会までお問い合わせください。

## 「時間外労働の上限規制」が導入されます！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

- ①時間外労働の上限規制
- ②年次有給休暇の確実な取得
- ③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止

改正法の詳細は、厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

## “消費税の軽減税率”の対応はお済みですか？

平成31年10月1日から、消費税(地方消費税を含む)の税率が8%から10%に引き上げられると同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

【軽減税率(8%)の対象品目】

- 飲食料品：飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 新聞：新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

軽減税率制度に関するご相談は、

消費税軽減税率電話相談センター 専用ダイヤル 0570-030-456 で受け付けております。

- ☆ 9/7(金) 14:00～開催「経営計画策定支援セミナー」
- ☆ 9/13(木) 13:30～開催「ビジネスセミナー」  
～新たな視点でビジネスチャンスを探る秘訣とは!!～  
現在、申込み受付中ですので、是非ご参加下さい。

お問い合わせは下記、商工会までご連絡下さい。